

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日、
休息日は、
その翌日)

目 次

- ◇規 則 知事が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則(総務課)
- ◇選管規則 鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規則
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則(総務課)
- ◇企業局管理規程 鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規程(総務課)
- ◇監査告示 鳥取県監査委員が管理する公文書の公開に関する規程の一部改正

公布された規則のあらまし

◇知事が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則

一 公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとして、当該情報に含まれる当該公務員の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名を開示の対象としない情報は、次のとおりとすることとした。(新第五條第一項関係)

規 則

- (一) 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報
 - (二) 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が見られる情報
 - (三) (一)及び(二)に定めるもののほか、公文書の開示の請求に対し、審議会が開示しないことを相当とした情報
- 二 個人に関する情報のうち、開示することが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものとして開示の対象とする情報は、会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る支出負担行為書に記載された、出席者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名とすることとした。(新第五條第二項関係)
- 三 この規則は、平成十年一月一日から施行することとした。

知事が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

知事が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の公開に関する規則(昭和六十三年八月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。
(個人に関する情報)

第五条 条例第九条第二号二に規定する知事があらかじめ鳥取県公文書公開審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報

二 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫つた危険が予見される情報

三 前二号に定めるもののほか、公文書の開示の請求に対し、審議会が開示しないことを相当とした情報

2 条例第九条第二号ホに規定する知事があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情報は、会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書、同規則第四十条第一項に規定する支出仕訳書又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名とする。

附 則

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程(昭和六十三年八月鳥取県選挙管理委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。
(個人に関する情報)

第五条 条例第九条第二号二に規定する委員会があらかじめ鳥取県公文書公開審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報

二 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫つた危険が予見される情報

三 前二号に定めるもののほか、公文書の開示の請求に対し、審議会が開示しないことを相当とした情報

附 則

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月十九日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第十二号

鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則（昭和六十三年八月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（個人に関する情報）

第五条 条例第九条第二号二に規定する教育委員会があらかじめ鳥取県公文書公開審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報

二 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫つた危険が予見される情報

三 前二号に定めるもののほか、公文書の開示の請求に対し、審議会が開示しないことを相当とした情報

2 条例第九条第二号ホに規定する教育委員会があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情報は、会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書、同規則第四十条第一項に規定する支出仕訳書又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名とする。

附 則

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

企業局管理規程

鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成九年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業局管理規程第一号

鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程（昭和六十三年八月鳥取県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（個人に関する情報）

第五条 条例第九条第二号二に規定する知事があらかじめ鳥取県公文書公開審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報

二 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫つた危険が予見される情報

三 前二号に定めるもののほか、公文書の開示の請求に対し、審議会が開示しないことを相当とした情報

2 条例第九条第二号ホに規定する知事があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情報は、会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県企業局財務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号）第十八条第五項に規定する支出回議書、同規程第六十

七条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名とする。

附 則

この規程は、平成十年一月一日から施行する。

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第一号

鳥取県監査委員が管理する公文書の公開に関する規程(昭和六十三年八月鳥取県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成九年十二月十九日

鳥取県監査委員	秋	田	直	武
鳥取県監査委員	船	越	英	男
鳥取県監査委員	小	谷	久	雄
鳥取県監査委員	松	田	道	昭

第四条の次に次の一条を加える。

(個人に関する情報)

第五条 条例第九条第二号ニに規定する監査委員があらかじめ鳥取県公文書公開審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報

二 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫つ

た危険が予見される情報

三 前二号に定めるもののほか、公文書の開示の請求に対し、審議会が開示しないことを相当とした情報

2 条例第九条第二号ホに規定する監査委員があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情報は、会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書、同規則第四十条第一項に規定する支出仕訳書又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名とする。

附 則

この告示は、平成十年一月一日から施行する。